

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会定款第2条第1項第2号及び「長野県ボランティア活動振興事業実施要綱」に基づき、ボランティア活動を振興し、地域福祉の総合的な推進を図るため、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）にまちづくりボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものである。

(事業内容)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福祉教育推進事業
- (2) ボランティア養成・研修事業
- (3) ボランティアのコーディネート業務に関わる者の研修事業
- (3) 災害時のボランティア活動支援事業
- (4) 広報・啓発事業
- (5) 関係団体等との連絡調整及び連携
- (6) その他必要な事業

(運営委員会)

第3条 センターの円滑な運営と効果的な事業実施を図るため、長野県社協まちづくりボランティアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 運営委員（以下「委員」という。）は10名程度とし、ボランティア・NPO団体関係者、社会福祉協議会関係者、社会福祉施設関係者、教育関係者、行政関係者、学識経験者等から選出し、県社協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- (2) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の互選とする。委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- (4) 委員会は、会長の承認を得て委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第4条 センター運営の庶務は、地域福祉部 地域福祉グループにおいて所管する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

従前の社会福祉法人長野県社会福祉協議会長野県ボランティア活動振興センター設置要綱は、平成30年3月31日をもって廃止する。